

証券コード 6091
2020年10月9日

株 主 各 位

岡山市北区島田本町2丁目5番35号
株式会社 **ウエスコホールディングス**
代表取締役社長 山 地 弘

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年10月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での新型コロナウイルス感染症に関する感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。また、今後の新型コロナウイルス感染症に関する感染状況の変化等により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.wescohd.co.jp/>）にてお知らせいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2020年10月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第7期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（2019年8月1日から2020年7月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
- 第4号議案 監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wescohd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ・事業報告の「会社の業務の適性を確保するための体制」「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「注記事項」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「注記事項」
- したがいまして、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、事業報告につき監査役が監査報告を、連結計算書類および計算書類につき会計監査人ならびに監査役がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wescohd.co.jp/>) において掲載し、周知させていただきます。

(添付書類)

事業報告
(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復基調が継続したものの、後半においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、消費やサービス需要、人的交流等について、深刻な影響を及ぼしており、景気の先行きは不透明な状況にて推移いたしました。

このような経済環境の中、当社グループを取り巻く市場環境におきましては、当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業における公共投資予算は、国土強靱化に基づく整備のための補正予算の成立等により堅調に推移し、受注環境は概ね好調を維持いたしました。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業への影響は軽微であったものの、今後の状況によっては、スポーツ施設運営事業および水族館運営事業のセグメントを中心に、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は137億4千5百万円（前連結会計年度比4.4%増）となり、損益面では、営業利益は7億9千5百万円（前連結会計年度比6.8%増）、経常利益は8億8千7百万円（前連結会計年度比7.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億1千4百万円（前連結会計年度比45.4%減）となりました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益におきましては、前連結会計年度は、訴訟の和解成立により訴訟損失引当金戻入額を特別利益に計上しておりましたが、当連結会計年度は特別利益の減益により、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な減益となりました。

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業は、その受注の大部分が官公庁からのものであり、受注業務の納期は官公庁の事業年度末である3月に集中しております関係上、当社グループの売上高は第3四半期以降に集中する傾向があります。また、水族館運営事業においては、春季・秋季の行楽シーズンおよび夏休み期間に来園者数が多いことから、第1四半期および第4四半期に売上高が多くなるといった季節的変動があります。

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類
／
監査報告

計算書類
／
監査報告

株主総会参考書類

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(総合建設コンサルタント事業)

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業におきましては、防災・減災対策、老朽化した社会インフラの維持・管理などの国土強靱化の推進により、受注環境は堅調に推移いたしました。

このような状況の中、地元経済にも深刻な影響を与えた「平成30年7月豪雨災害」関連の測量調査、災害査定設計等の業務は概ね完了し、今後の防災・減災対策として、砂防ダム等の防災施設の設計や、電線共同溝・無電柱化設備等の調査・設計、土砂・洪水氾濫対策業務を重点分野と位置づけ、これに関連する受注も増加傾向となっております。

また、老朽化が進む社会インフラの整備としては、橋梁、トンネル、道路構築物、農業施設等の点検業務を行っており、施設の長寿命化計画等を含め、積極的な営業活動を展開いたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、一部の業務において、契約工期の変更等が発生いたしました。が、件数・金額ともに業績に与える影響は軽微なものとなっております。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、交代制勤務や在宅勤務等を行い、全社的なテレワーク環境の整備等により円滑な業務体制の確保に努めてまいります。

当連結会計年度の完成業務高に占める主要な業務分野別受注では、道路設計、鋼構造およびコンクリート調査設計、建設環境調査、河川・砂防調査設計となっており、引き続き強みとしている土木設計分野を中心としたC I M等3次元設計の技術力を向上し、新たな業務分野への参入を目指してまいります。

また、発注者別の受注割合は、国等・県・市区町村でそれぞれ概ね3割程度の構成となっており、地域別では、中国地方および関西地方の受注が最も多く、国土交通省からの受注が増加いたしました。

引き続き、地域密着型の総合建設コンサルタントとして、高付加価値の提案・サービスを推進してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の総合建設コンサルタント事業の売上高は、前連結会計年度からの繰越業務量が確保されていたことや、人手不足を補う行政・発注者支援業務の増加等により、118億4千5百万円（前連結会計年度比5.3%増）となりました。

また、受注高は117億4千8百万円（前連結会計年度比9.3%減）、受注残高は89億3千1百万円（前連結会計年度比1.1%減）となりました。

損益面におきましては、総業務量が増加している中で、工程管理や最適な人員配置を徹底し作業効率が改善したことで、売上原価率が低減したため、営業利益は9億5千1百万円（前連結会計年度比17.7%増）となりました。

(スポーツ施設運営事業)

スポーツ施設運営事業におきましては、地域密着型の施設運営を基本とし、幅広い世代のお客様に満足いただけるよう、スタジオプログラムの充実、最新マシンへの更新を行ってまいりました。

前連結会計年度の期中より、24時間運営のフィットネスジムの直営店を2店舗出店し、2020年3月には岡山県総社市に新たに直営店1店舗を開業したことから、24時間運営のフィットネスジムの会員数は、前連結会計年度に比べ386名増加いたしました。

現在、24時間運営のフィットネスジムの店舗は、岡山県・広島県で直営店3店舗およびフランチャイズ店2店舗の合計5店舗となっております。また、事業規模の拡大を図るため、2020年4月より御津スポーツパークの指定管理業務を岡山県岡山市から受託し、当該施設の運営管理を開始いたしました。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、一部店舗の営業の自粛を行ったことにより、主要大型店舗であるエイブル広島店を含む一部の店舗で、3月・4月の会費の返金等の対応をいたしました。政府による緊急事態宣言の解除以降、5月22日から全ての店舗の営業を再開しておりますが、7月末時点の主要大型店舗の会員数は、4,309名であり、新型コロナウイルスの影響を受ける前である2020年1月末対比で810名の減少となったこと等から売上高は減収となっております。

これらの結果、当連結会計年度のスポーツ施設運営事業の売上高は、5億9千万円（前連結会計年度比4.3%減）となりました。

損益面におきましては、新規事業、出店に伴う広告費等の先行経費の増加や、営業自粛期間中も発生したトレーニング機器のリース費用等の固定費の負担に加え、筋音・筋電を測定する技術「メーシーシステム」の研究開発費の支出等により、営業損失は3百万円（前連結会計年度は1千6百万円の営業利益）となりました。

なお、筋音・筋電を測定する技術「メーシーシステム」の研究開発については、中国経済産業局からの補助金1千6百万円を営業外収益に計上しております。

(水族館運営事業)

水族館運営事業におきましては、当社グループの環境・地域整備・都市計画等の技術を活用し、多様なニーズに対応したサービスの提供や地域活性化に資する付加価値の高い水族館運営に努めてまいりました。

水族館運営において、神戸市須磨海浜水族園の指定管理事業は、2020年3月を以て神戸市との指定管理契約期間が満了となり、指定管理を終了しております。2020年3月は新型コロナウイルス感染症対策のため、神戸市の指示により休園をいたしました。休園期間中の休業補填に関する協議書を神戸市と締結したことにより、5千5百万円の営業補償金を営業外収益に計上しております。

当連結会計年度においては、6月に開業した香川県宇多津町に在する四国水族館について、事業会社である株式会社四国水族館開発から、開業支援業務、生物調達業務および水槽製作業務を受注したことに加え、その他の水族館からも水槽製作業務等を受注し売上を計上しております。

四国水族館の運営については、当社の連結子会社である株式会社アクアメントと、事業会社である株式会社四国水族館開発との間でマネジメントコントラクト方式の水族館運営受委託契約を締結しております。当該契約の概要については、株式会社アクアメントは、基本運営業務委託費として四国水族館にて計上される営業総収入の一定割合を基本報酬、営業総利益の一定割合をインセンティブ報酬としてそれぞれ株式会社四国水族館開発から報酬を受け取る内容となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、開業が3月から延期しておりましたが、6月から正式に開館いたしました。一日当たりの平均来館者数は、6月は2,367名、7月は2,799名と増加し、7月末時点の累計では161,956名のお客様にご来館をいただいております。

また、8月以降も一日当たりの平均来館者数は、増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の動向により先行きは不透明な状況となっております。

このような状況の中、館内滞在者を最大600名とする入場制限や一部展示エリアの利用制限、施設の消毒などの感染症予防対策を徹底し、営業を行っております。

これらの結果、当連結会計年度の水族館運営事業の売上高は9億7千万円（前連結会計年度比3.1%増）、損益面におきましては、営業利益は3千万円（前連結会計年度比13.4%増）となりました。

当連結グループにおけるセグメントの売上高の状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	構成比(%)
総合建設コンサルタント事業	11,845	86.2
スポーツ施設運営事業	590	4.3
水族館運営事業	970	7.1
その他事業	338	2.4
合計	13,745	100.0

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金および運転資金は、主として自己資金により充当いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第4期 2017年7月期	第5期 2018年7月期	第6期 2019年7月期	第7期 2020年7月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	11,229	12,064	13,170	13,745
経常利益(百万円)	675	799	825	887
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	875	702	941	514
1株当たり当期純利益(円)	58.14	46.61	62.47	34.13
総資産(百万円)	16,892	17,818	18,251	19,354
純資産(百万円)	12,617	13,120	13,784	14,009
1株当たり純資産額(円)	837.29	870.74	914.90	929.81

(注) 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第4期 2017年7月期	第5期 2018年7月期	第6期 2019年7月期	第7期 2020年7月期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	562	607	648	718
経常利益 (百万円)	270	326	298	320
当期純利益 (百万円)	269	317	314	319
1株当たり当期純利益 (円)	17.85	21.04	20.87	21.17
総資産 (百万円)	11,475	11,639	11,660	11,654
純資産 (百万円)	11,326	11,444	11,482	11,511
1株当たり純資産額 (円)	751.63	759.52	762.07	764.02

(注) 記載金額 (1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。)は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年7月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ウ エ ス コ	百万円 100	100 %	総合建設コンサルタント事業、不動産事業
(株) 西日本技術コンサルタント	50	100	総合建設コンサルタント事業
(株) ア イ コ ン	40	100	総合建設コンサルタント事業
(株) オ ー ラ イ ズ	35	100	総合建設コンサルタント事業
(株) エ ヌ ・ シ ー ・ ピ ー	50	100	スポーツ施設運営事業
(株) ア ク ア メ ン ト	50	100	水族館運営事業
(株) N C P サ プ ラ イ	50	100	複写製本事業

(6) 対処すべき課題

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業の事業環境は、2020年度の公共事業関係費が防災・減災対策、社会インフラの老朽化対策などの国土強靱化の推進により、前年同水準で予算計上されていることから堅調に推移していく見通しです。近年、甚大化する自然災害の状況に鑑みても、当社グループが果たすべき役割は重要性を増してきており、多様化するニーズに応えられる事業展開を進めて行く必要があります。

このような状況の中、当社グループにおける主要な対処すべき課題は、次のとおりです。

①主力事業の強化

当社グループの主力事業である総合建設コンサルタント事業は、設計・調査・測量の幅広い分野で技術力の向上が求められております。このため、研究開発予算を増額し、大学や専門機関への派遣・出向等を行うなど、強みとする土木設計分野を中心に、3次元計測機器を活用した高精度な測量調査やC I M等3次元設計の技術力を向上し、市場競争力の強化に努めてまいります。

また、働き方改革として、多様な働き方に対応し短時間で業務効率を上げる必要があることに加え、新型コロナウイルス感染症対策の対応として遠隔での就労が必要となること等から、生産性と収益力の維持・向上を図るために、新型コロナウイルス等感染症対応を含めたBCP（事業継続計画）の更新ならびにテレワーク環境の整備やICTを活用した事業基盤の整備を進めてまいります。

②人材開発

近年、少子高齢化が進展するなかで、当社グループとしても担い手の確保は重要な課題となっており、新卒・中途採用の活動を強化していく必要があります。当社グループの認知度向上のための広報活動ならびにインターンシップの積極的な受入れを行い、魅力的で活力ある風通しのよい職場風土の構築を目指します。

また、当社グループの従業員の平均年齢が47歳であることから、これまでに培った専門的な技術の継承が課題であり、研修制度の充実に加え、部門交流会等により若手・中堅層の育成を行います。

さらに、当社グループの総合建設コンサルタント事業を営む4社間において、人材交流・共同研修等により、弱みとする事業領域の相互補完を進めてまいります。

③事業領域の拡大

総合建設コンサルタント事業においては、引き続き西日本エリアを中心に地域に密着した営業を展開していく事に加え、東日本エリアにおいても受注体制の強化を図っていくことで、市場エリアの拡大に努めてまいります。また、PPP（Public Private Partnership）、PFI（Private Finance Initiative）、コンセッション等による公共施設の維持管理・運営事業について、事業パートナーとの取組みを強化し参画していくことで事業領域の拡大を推進してまいります。

スポーツ施設運営事業においては、健康志向の高まり等により店舗間競争が激化してきております。新規事業として24時間運営のフィットネスジムの新規出店、フランチャイズ加盟店舗の募集により事業基盤の拡大を図っております。また、岡山県岡山市の御津スポーツパークの指定管理事業のように新規事業への積極的な参入を目指します。

また、水族館運営事業においては、2021年秋に開業予定の神戸新港水族館の開業支援業務に注力し、水族館の運営管理手法の確立を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により先行きは不透明な状況となっておりますが、検温や来館者の入場制限、換気対策等徹底した感染予防対策および拡散防止の取組みを講じ施設の営業を行う等、グループ全社の総合力を結集し諸課題の解決に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2020年7月31日現在)

- ① 総合建設コンサルタント事業
- ② スポーツ施設運営事業
- ③ 水族館運営事業

(8) 主要な事業所 (2020年7月31日現在)

- ① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	岡 山 市 北 区

- ② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
(株) ウ エ ス コ	岡 山 市 北 区
(株) オ ー ラ イ ズ	岡 山 市 北 区
(株) エヌ・シー・ピー	岡 山 市 北 区
(株) N C P サ プ ラ イ	岡 山 市 北 区
(株) 西日本技術コンサルタント	滋 賀 県 草 津 市
(株) ア イ コ ン	兵 庫 県 姫 路 市
(株) ア ク ア メ ン ト	神 戸 市 中 央 区

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2020年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 地 弘		
取 締 役	奥 山 一 典		
社 外 取 締 役	福 原 一 義		福原一義公認会計士事務所 所長 税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員 株式会社サンマルクホールディングス社外監査役
社 外 取 締 役	千 葉 喬 三		学校法人中国学園大学・中国短期大学学長
常 勤 監 査 役	山 崎 恭 敬		
社 外 監 査 役	有 澤 和 久		公認会計士・税理士有澤会計事務所 所長 岡山県貨物運送株式会社社外取締役 株式会社アルファ社外監査役 株式会社ベルティス社外監査役
社 外 監 査 役	首 藤 和 司		首藤法律事務所代表 医療法人思誠会渡辺病院監事

- (注) 1. 社外監査役 有澤和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外監査役 首藤和司氏は、弁護士の資格を有しており、法律全般およびコンプライアンス等に関する専門的知識ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、福原一義、千葉喬三、有澤和久、首藤和司の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 井口光宏氏は、2019年10月29日開催の第6回定時株主総会終結の時を以て監査役を辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 額	人 数	摘 要
取 締 役	59百万円	4名	(うち社外取締役 2名 8百万円)
監 査 役	11百万円	4名	(うち社外監査役 2名 2百万円)

- (注) 1. 監査役の報酬等の総額には、2019年10月29日開催の第6回定時株主総会終結の時を以て退任した監査役1名が含まれております。
2. 取締役の人数には、2019年10月29日開催の第6回定時株主総会終結の時を以て退任した無報酬の取締役1名を除いております。
3. 取締役の報酬等の額は、2014年10月28日開催の第1回定時株主総会において年額金250,000,000円以内(うち社外取締役分35,000,000円以内。使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等の額は、2014年10月28日開催の第1回定時株主総会において年額金30,000,000円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
 当事業年度における役員賞与22百万円(取締役2名に対し19百万円、監査役1名に対し3百万円)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取 締 役	福 原 一 義	福原一義公認会計士事務所	所長	当社と福原一義公認会計士事務所との間には重要な取引関係はありません。
		税理士法人福原・嘉崎会計事務所	代表社員	当社と税理士法人福原・嘉崎会計事務所との間には重要な取引関係はありません。
		株式会社サンマルクホールディングス	社外監査役	当社と株式会社サンマルクホールディングスとの間には重要な取引関係はありません。
取 締 役	千 葉 高 三	学校法人中国学園大学・中国短期大学	学長	当社と学校法人中国学園大学・中国短期大学との間には重要な取引関係はありません。
監 査 役	有 澤 和 久	公認会計士・税理士有澤会計事務所	所長	当社と公認会計士・税理士有澤会計事務所との間には重要な取引関係はありません。
		岡山県貨物運送株式会社	社外取締役	当社と岡山県貨物運送株式会社との間には重要な取引関係はありません。
		株式会社アルファ	社外監査役	当社と株式会社アルファとの間には重要な取引関係はありません。
		株式会社ベルティス	社外監査役	当社と株式会社ベルティスとの間には重要な取引関係はありません。
監 査 役	首 藤 和 司	首藤法律事務所	代表	当社と首藤法律事務所との間には重要な取引関係はありません。
		医療法人思誠会渡辺病院	監事	当社と医療法人思誠会渡辺病院との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	福 原 一 義	当事業年度開催の取締役会7回のうち7回出席し、必要に応じ、税務、会計の豊富な経験から発言を行っております。
取 締 役	千 葉 喬 三	当事業年度開催の取締役会7回のうち7回出席し、必要に応じ、客観的かつ中立的な立場から発言を行っております。
監 査 役	有 澤 和 久	当事業年度開催の取締役会7回、監査役会6回のうち、取締役会に6回、監査役会に6回出席し、必要に応じ、税務、会計の豊富な経験から発言を行っております。
監 査 役	首 藤 和 司	当事業年度開催の取締役会7回、監査役会6回のうち、取締役会に6回、監査役会に6回出席し、必要に応じ、法務、コンプライアンス、税務、会計の豊富な経験から発言を行っております。

(注) 福原一義、千葉喬三、有澤和久、首藤和司の4氏は、日頃から法令等の遵守を徹底するよう適宜注意喚起を行っており、必要な意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、各社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

31百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が上記報酬に同意した理由は、会計監査人が提示する監査の内容、その方法および見積報酬額等を監査役会にて審議し、各監査役の同意が得られたためであります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,054,635	流 動 負 債	5,103,673
現金及び預金	7,172,950	業務未払金	671,145
受取手形及び完成業務未収入金	832,661	リース債務	51,830
有価証券	899,803	未払金	1,770,369
金銭の信託	700,000	未払法人税等	441,723
商品	3,605	未成業務受入金	1,424,349
未成業務支出金	2,130,746	受注損失引当金	509
原材料及び貯蔵品	17,306	その他	743,744
その他	302,910	固 定 負 債	241,845
貸倒引当金	△5,349	リース債務	100,845
固 定 資 産	7,300,071	繰延税金負債	20,915
有 形 固 定 資 産	3,494,269	資産除去債務	50,703
建物及び構築物	1,184,598	その他	69,381
機械装置及び運搬具	34,854	負 債 合 計	5,345,519
土地	1,904,632	純 資 産 の 部	
リース資産	140,809	株 主 資 本	13,966,129
その他	229,374	資本金	400,000
無 形 固 定 資 産	134,180	資本剰余金	9,802,319
投 資 そ の 他 の 資 産	3,671,622	利益剰余金	4,434,457
投資有価証券	2,363,569	自己株式	△670,647
繰延税金資産	639,357	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	43,058
その他	671,155	その他有価証券評価差額金	43,058
貸倒引当金	△2,460	純 資 産 合 計	14,009,188
資 産 合 計	19,354,707	負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,354,707

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(自 2019年8月1日
至 2020年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,745,277
売上原価	10,164,685
売上総利益	3,580,592
販売費及び一般管理費	2,785,356
営業利益	795,235
営業外収益	
受取利息及び配当金	58,841
その他	136,630
営業外費用	103,381
経常利益	887,326
税金等調整前当期純利益	887,326
法人税、住民税及び事業税	478,648
法人税等調整額	△105,553
当期純利益	514,232
親会社株主に帰属する当期純利益	514,232

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年9月10日

株式会社ウエスコホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智慶太 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村康弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの2019年8月1日から2020年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウエスコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
通知

事業
報告

連結計算書類
監査報告

計算書類
監査報告

株主
総会
参考書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,203,338	流 動 負 債	89,755
現金及び預金	468,851	未払金	53,948
有価証券	899,803	未払費用	4,243
金銭の信託	700,000	未払法人税等	10,760
前払費用	20,351	預り金	975
その他	114,331	前受収益	3,742
固 定 資 産	9,450,704	その他	16,083
有 形 固 定 資 産	1,866,470	固 定 負 債	52,994
建物	628,907	繰延税金負債	19,436
構築物	3,955	資産除去債務	8,558
工具、器具及び備品	1,922	その他	25,000
土地	1,231,684	負 債 合 計	142,750
無 形 固 定 資 産	250	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	250	株 主 資 本	11,468,233
投 資 其 他 の 資 産	7,583,984	資本金	400,000
投資有価証券	2,252,069	資本剰余金	9,802,319
関係会社株式	1,991,662	その他資本剰余金	9,802,319
出資金	533,049	利益剰余金	1,936,561
長期貸付金	2,805,695	利益準備金	99,741
長期前払費用	986	その他利益剰余金	1,836,819
その他	522	繰越利益剰余金	1,836,819
資 産 合 計	11,654,042	自 己 株 式	△670,647
		評価・換算差額等	43,058
		その他有価証券評価差額金	43,058
		純 資 産 合 計	11,511,292
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,654,042

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類／監査報告

計算書類／監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(自 2019年8月1日)
(至 2020年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	363,304	
経 営 指 導 料 等	85,992	
賃 貸 収 入	269,028	718,324
営 業 費 用		
賃 貸 原 価	107,059	
一 般 管 理 費	298,024	405,083
営 業 利 益		313,240
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	49,528	
そ の 他	44,732	94,260
営 業 外 費 用		87,271
経 常 利 益		320,230
税 引 前 当 期 純 利 益		320,230
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,250	
法 人 税 等 調 整 額	△40	1,209
当 期 純 利 益		319,020

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年9月10日

株式会社ウエスコホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智慶太 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村康弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの2019年8月1日から2020年7月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類
監査報告

計算
書類
監査報告

株主
総会
参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年8月1日から2020年7月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年9月11日

株式会社ウエスコホールディングス 監査役会

常勤監査役 山崎 恭敬 ㊟

社外監査役 有澤 和久 ㊟

社外監査役 首藤 和司 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第7期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案するとともに、安定配当の維持および内部留保に意を用い、次のとおりとさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭とさせていただきます。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
1株につき金15円、総額226,000,230円といたしたいと存じます。
これにより、通期の配当は1株につき15円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年10月28日といたしたいと存じます。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類
／
監査報告

計算
書類
／
監査報告

株主
総会
参考
書類

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やまじ ひろし 山 地 弘 (1945年5月21日生)	1991年4月 株式会社ウエスコ入社 1991年6月 同社取締役 1993年6月 同社常務取締役 1994年8月 同社専務取締役 1995年6月 同社代表取締役社長 2014年2月 当社代表取締役社長（現在）	126,300株
	<p>【取締役候補者とした理由】 長年にわたり、当社グループの経営を統括し、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることに加え、当社設立時より代表取締役社長を務め、その職務・職責を適切に果たしておりますことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
2	まつばら としなお 松 原 利 直 (1953年7月4日生)	1994年4月 株式会社ウエスコ入社 2002年8月 同社島根支社長 2005年10月 同社執行役員島根支社長 2010年10月 同社取締役執行役員島根支社長 2011年4月 同社取締役執行役員岡山支社長兼事業部統括部長 2012年4月 同社取締役執行役員岡山支社長兼技術推進本部長 2012年10月 同社代表取締役副社長兼技術推進本部長 2014年2月 当社取締役 株式会社ウエスコ代表取締役社長（現在）	33,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】 当社の主要な連結子会社である株式会社ウエスコにおいて、支社および技術部門を統括する職歴を有していることに加え、株式会社ウエスコの代表取締役を務め、企業経営にも関与するなど、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、新任の取締役候補者いたしました。</p>		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ふくはらかずよし 福原一義 (1949年9月27日生)	1977年3月 公認会計士登録(現在) 1984年12月 税理士登録(現在) 1989年6月 株式会社ウエスコ社外監査役 2001年11月 福原一義公認会計士事務所 所長(現在) 2004年10月 税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員(現在) 2005年11月 株式会社サンマルクホールディングス社外監査役(現在) 2014年2月 当社社外監査役 2014年10月 当社社外取締役(現在)	10,200株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>財務および会計に関する高度な専門知識を有しており、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般に助言いただけると判断しております。さらに、長年にわたり、当社および株式会社ウエスコの社外監査役として監査を遂行していただいた経験をもとに、社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>			
4	ちばきょうぞう 千葉喬三 (1939年11月22日生)	2005年6月 国立大学法人岡山大学長 2011年4月 国立大学法人岡山大学名誉教授 2011年6月 学校法人就実学園理事長 2011年7月 学校法人追手門学院理事 2012年4月 就実大学特任教授 2012年4月 ベトナム国立フエ大学名誉教授 2014年7月 学校法人追手門学院評議員・評議員会議長 2015年10月 当社社外取締役(現在) 2016年7月 学校法人追手門学院理事長参事 2018年6月 学校法人中国学園大学・中国短期大学学長(現在)	10,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたる学識経験者ならびに経営者としての職歴を通じて、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般に助言いただけると判断しております。さらに、さまざまな公的機関における社会活動の経験をもとに、社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福原一義、千葉喬三の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同取引所に対し、独立役員として届出をしております。また、当社は両氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、取締役任に再任された場合は契約を継続いたします。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
3. 福原一義氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。なお、同氏は過去に当社および当社子会社の社外監査役に就任しておりました。また、千葉喬三氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役報酬等の額は2014年10月28日開催の第1回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額35百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は2名であり、第2号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は2名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

（1）対象取締役は、3年以上で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、所定の要件を満たす当社の従業員ならびに当社子会社の取締役・監査役および従業員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

第4号議案 監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の監査役報酬等の額は2014年10月28日開催の第1回定時株主総会において、年額30百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、監査役（社外監査役を除きます。以下「対象監査役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象監査役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額6百万円以内といたします。また、各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議によって決定することといたします。

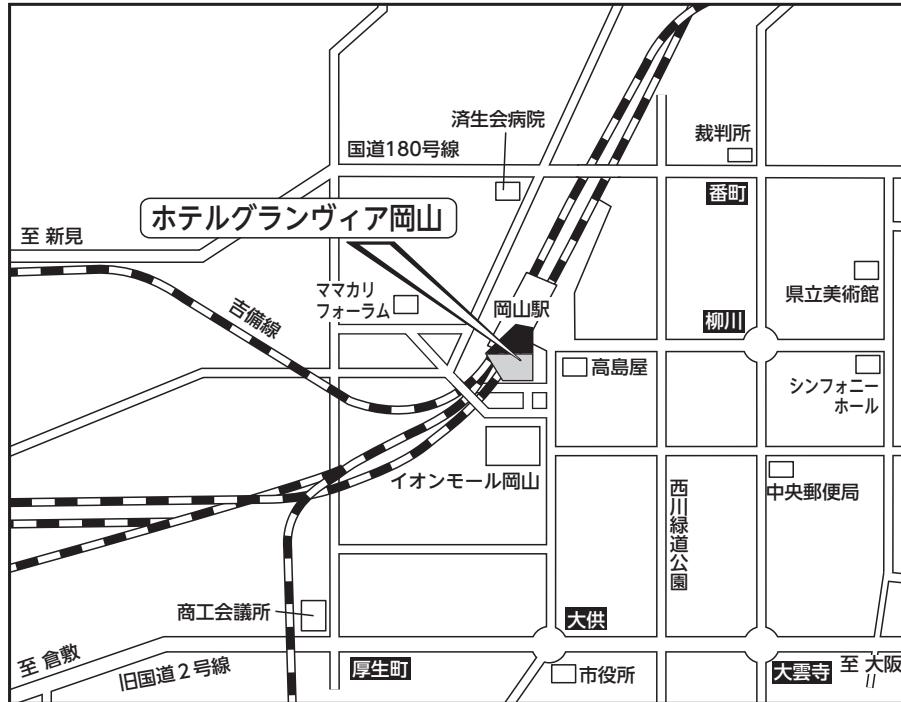
なお、現在の対象監査役は1名です。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年1万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象監査役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象監査役との間で、第3号議案「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以上

株主総会会場ご案内図



会場 岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
電話 086-234-7000

交通 JR岡山駅2階と直結

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであしからず
ご了承くださいますようお願い申し上げます。